

## 第2節 食品の安全衛生

### 1. 基本理念

近年、「食」を取り巻く環境は食品の製造・加工・保存技術の高度化、流通の広域化・大型化、包装資材の開発、さらに国際化の進展に伴う輸入食品の増大などにより大きく様変わりし、食品衛生に対する概念も大きく変化している。

また、消費者の食品に対するニーズが多様化し、食品の安全性に対する関心が高まっていることから、迅速で正確な食品衛生情報の提供が求められている。このような状況の中、府民が安全で安心できる食生活を営むために、食品の安全性を確保することが一層重要となっていることから、大阪府は平成19年4月に「大阪府食の安全安心推進条例（以下、「条例」という。）」を施行し、府民の健康の保護が最も重要であるという認識に立ち、生産から消費に至る一連の行程ごとに食品の安全性を確保するとともに、安心感を高めるために情報発信に努めている。

### 2. 大阪府域における食品の安全対策

#### （1）現状と課題

##### ア. 営業許可・監視指導

大阪府域における食品衛生行政は、大阪府・大阪市（政令市）・堺市（政令市）・豊中市（中核市）・高槻市（中核市）・東大阪市（中核市）の6府市がそれぞれ所管しており、食品衛生法（以下、「法」という。）第52条に基づき飲食店等の営業許可を行うとともに、法第24条の規定により毎年度自治体毎に策定する「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品等の取扱施設に対する監視指導を行い、食品等事業者の自主衛生管理の推進に努めている。

さらに、流通食品の検査を行い、違反・不良食品の排除および飲食に起因する危害の発生防止に努めている。

表6-2-2-1 食品関係営業施設数（平成23年3月末現在）

	大阪府	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市
許可を要する営業施設数	63,455	94,446	13,170	4,476	8,659
許可を要しない営業施設数	40,518	27,201	5,993	2,873	5,615

※豊中市は平成24年4月より中核市に移行したため、豊中市の施設数は大阪府に含まれる。

##### イ. 食中毒予防対策と食品衛生知識の普及啓発

食中毒が発生した場合に被害が拡大するおそれのある大量調理施設と、低年齢層や高齢者などハイリスクグループの多い学校、病院、社会福祉施設に対して、重点的に監視指導を行い、食中毒の発生防止に努めている。

なお、事件の発生を探知した場合は、迅速かつ的確な対応により危害の拡大防止をはかり、その原因を究明し事後の予防策の一助としている。

また、年間を通じて食品等事業者や消費者を対象に食品衛生に関する講習会を実施するとともに、食中毒の多発時期を中心に、食中毒予防に関するポスター・リーフレットの配布、街頭キャンペーンの実施、広報紙や大阪府ホームページによる情報提供などを行い、食品衛生知識の普及啓発に努めている。

表6-2-2-2 過去5年間における年次別食中毒発生状況（大阪府全域）

年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数	110件	96件	69件	72件	60件
患者数	1,911人	2,071人	1,028人	1,228人	1,974人
死者数	1人	1人	0人	0人	0人

#### ウ. 情報の提供

食品の安全性に関わる情報は、大阪府ホームページを活用し速やかに提供を行うとともに、必要に応じて報道機関へも情報提供し、周知に努めている。

また、条例第20条に規定する「食品等の自主回収報告制度」により、府内の食品等事業者が行っている回収情報を、大阪府ホームページで公表することで消費者に広く周知し、食品等の回収の促進をはかっている。

さらに、食品に関する緊急情報や自主回収情報に加え、食に関するイベント情報なども収集し、大阪府食の安全安心メールマガジンとして、随時配信を行っている。

#### （2）今後の方策

今後とも、国および都道府県等、特に大阪府域関係自治体との情報の共有化および連携を強化するとともに、食品等事業者並びに府民と意見交換を積極的に行い、より一層食の安全安心の確保をはかっていく。